

○結婚

・概要

(1) 組合員が結婚したとき

※ 結婚したときとは、戸籍上の届出を行った場合及び事実上婚姻関係と同様の状態に入ったと認められる場合をいう。

・関係法令等

- (1) 地方公務員等共済組合法第42、54条
- (2) 公立学校共済組合法第26条
- (3) 公立学校共済組合運営規則第21条
- (4) 福島県教職員互助会給付規程第18条

・手続

事項	処理時期	手続先	手続内容
結婚前	結婚前	学校	(1) 結婚休暇を取得するとき ① 休暇（欠勤）願 1部 (2) 新婚旅行に行くとき ① 私事旅行届 1部
		地教委	(1) 外国旅行に行くとき ① 外国旅行届 2部 添付書類 * 旅行計画書 ※ 外国旅行出発の2週間前まで提出する ※ 私事旅行届のみの市町村もある
		福利課	(1) 資金を必要とするとき ① 結婚貸付申込書 添付書類 * 婚姻届出前6か月以内のときは、結婚式場の申込受理書（写）、式場予約金の領収書（写）、招待状（写）等 * 婚姻届出後6か月以内のときは、戸籍抄本 * 内縁関係のときは、民生児童委員の証明書、所属所長の証明書等 * 必要額が確認できる書類
結婚後	結婚後すみやかに	学校	(1) 現住所の変更・本籍の変更・改姓のとき ① 履歴事項異動届 4部 添付書類 * 戸籍抄本等 ② 履歴書の整理（本人が行う） ③ 組合員証の現住所訂正（本人が行う） ④ 通勤届（現住所変更のとき） ⑤ 住居届（現住所変更のとき） ⑥ 組合員・被扶養者現況表の修正 (2) 配偶者を扶養親族とするとき ① 扶養親族届 ② 被扶養者認定申告書 ③ 寒冷地手当（該当者のみ）

事項	処理時期	手続先	手続内容
結婚後	結婚後すみやかに	地教委	(1) 本人より届出の進達 ① 履歴事項異動届 3部 添付書類 * 戸籍抄本等(写)
		福利課	(1) 組合員証記載事項変更申告書(現住所の変更・改姓のとき) 添付書類 * 組合員証(改姓の場合のみ) (2) 結婚祝金請求書 添付書類 * 戸籍抄本 留意事項 (互)結婚祝金 互助会を退会し1か月以内に結婚した場合は、給付が受けられる ※ 再婚も支給の対象となる ※ 夫婦とも組合員(会員)の場合は両方に支給される
		教育事務所	(1) 住所の変更・本籍変更・改姓のとき ① 給与マスター基本(修正)通知書6-1 ② 給与マスター基本(修正)通知書6-2 ③ マスター修正依頼 ④ 所得税資料 ⑤ 旅行者名登録票 ⑥ 教育職員免許状書換願(該当都道府県へ)
			(1) 配偶者を扶養親族とするとき ① 給与マスター基本(修正)通知書7 ② 給与マスター基本(修正)通知書9(該当者のみ)
		福利課	(1) 配偶者を被扶養者とするとき ① 被扶養者認定申告書 添付書類 * 国民年金第3号被保険者関係届 * 扶養親族届(認定後の写し) ※ 扶養手当の有無により添付書類が異なる(申告書裏面参照)
		最東寄り銀行	(1) 改姓のとき ① 特定通帳「東邦銀行県庁支店」(A口座)の氏名変更及び改印届 添付書類 * 訂正を受けた組合員証(写) ※ その他の東邦銀行の通帳については銀行の指示に従うこと
		最金寄り機の関	(1) 給与の口座振込をしている者の改姓のとき ① 登録口座の改姓手続(氏名変更、改印) ※ 給与等領収書の姓が変わる給与等の支給日の前日までに行う (教育事務所へマスター修正時期の確認)
		財金形融積機立	(1) 財形貯蓄をしている者が改姓・住所変更のとき ① 「財形貯蓄変更届」(様式第2号)により、住所・氏名の変更及び改印の手続きを行う ※ 個人番号が記載された様式の提出方法に注意すること